

華誠の知的財産権ニュースレター

2026年2月 第106期

目次

2025年度知財特集：質は量に勝る——着実な歩みで遠きを目指す

第一部：巻頭言 —— 2025年の実績報告と2026年の新たな動向	2
第二部：詳細分析 —— 2024年対2025年 データ比較分析	2

特集連載

2025年版『専利審査指南』改正解説（第3回）	9
-------------------------------	---



公式サイト：www.watsonband.com

Eメール：mailip@watsonband.com | mail@watsonband.com

2025 年度知財特集

質は量に勝る——着実な歩みで遠きを目指す

第一部：巻頭言——2025 年の実績報告と 2026 年の新たな動向

2026 年 1 月 23 日、国務院新聞弁公室は記者会見を行い、2025 年における中国の知的財産権工作の「実績報告」を正式に公表するとともに、2026 年の工作に関する戦略的指針を発表した。過去 1 年間、中国の知的財産権事業は「質の向上と量の適正管理」という方針のもと、実り豊かな成果を収めるに至った。

一、2025 年「実績報告」：4 つの重要な進展



1. 特許の質が顕著に向上、「第14次5カ年計画」目標を超過達成 2025 年末時点で、中国の人口 1 万人あたりの高価値発明特許保有数は 16 件に達し、「第 14 次 5 カ年計画」で掲げられた目標値である 12 件を大幅に上回った。特許集約型産業の付加価値が GDP に占める割合は 13.38% に上昇し、経済成長への貢献度が着実に高まっている。

2. ブランド価値で世界をリード 年間の商標登録件数は 420.6 万件に達した。世界のブランド・トップ 5000 において、中国ブランドの価値は世界第 2 位の 1.81 兆ドルを記録し、中国ブランドの強力な国際競争力を示す結果となった。

2025 年度知財特集



3. 地理的表示（GI）の産出額が1兆人民元を突破 地理的表示の年間直接産出額は1兆人民元に迫り、5年連続の増加を実現した。年間で専用標章の使用が認可された経営主体は2万社を超え、累計で5.2万社を突破するなど、地域経済発展の「金の名刺」としての地位を確立している。

4. 新興領域における保護の成果が顕在化 データ知的財産権の試行運用が深化し、各試行地域での登録証発行数は4万件を超え、融資および取引金額は150億人民元近くに達した。集積回路配置設計の累計発行数は9.3万件に達し、「中国チップ」産業の発展を力強く支えている。

2025 年度知財特集

二、2026 年工作方針：7 つの重点任務



2026 年に向けて、国家知的財産権局は次期「第 15 次 5 カ年計画」の策定を主導する 7 つの重点任務を明確にした。これにより、**法治化**と**高品質化**を重視する強いシグナルを発信している。

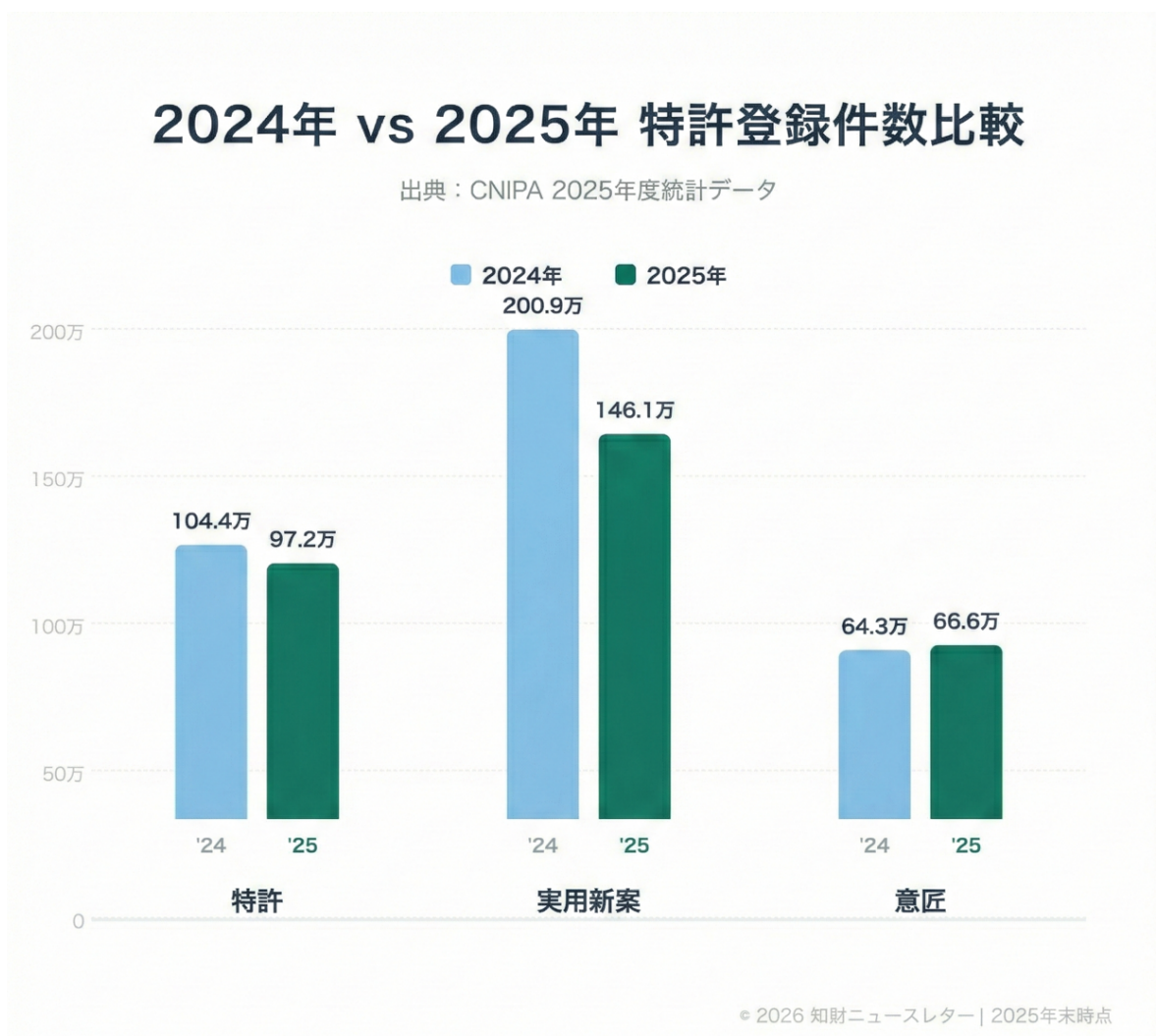
- ・ **トップレベルデザイン**：知的財産権に関する「第 15 次 5 カ年計画」を高水準で策定する。
- ・ **法治による保障**：『商標法』および『集積回路回路配置保護条例』の改正を加速させる。地理的表示の専門立法に関する研究を強化し、人口知能やデータ知的財産権の保護ルールを整備する。
- ・ **品質志向**：「非正常な特許出願」や商標の「悪意のある先取り登録」を精密に打倒し、代理業界の抜本的な是正を継続する。
- ・ **活用促進**：大学等に眠る「休眠特許」を活性化させ、重点分野におけるパテントプールを構築する。
- ・ **公共サービス**：「AI + 知的財産サービス」の活用シーンを拡大させる。
- ・ **協調統治と開放共勝**：渉外リスクの予防・管理を強化し、世界の知的財産ガバナンスに深く関与する。

2025 年度知財特集

第二部：詳細分析 — 2024 年対 2025 年 データ比較分析

上述の「実績報告」の背景にあるデータロジックをより直感的に理解するため、2024 年と 2025 年の主要データを可視化し、比較分析を行った。総括すると、2025 年は「特許構造の最適化、商標の理性的回帰、地理的表示の爆発的成長、集積回路の着実な進展」という鮮明な特徴が見て取れる。

1. 特許：構造調整により実用新案が大幅減少



・**図表の解説**： 2025 年の特許登録総件数のうち、**発明特許**（97.2 万件）の比率が上昇した一方で、**実用新案**（146.1 万件）は前年比約 27.3% の大幅減となった。

・**深層分析**： この「減少」と「増加」の対照的な動きは、まさに巻頭言で触れた「品質志向」を裏付けている。当局による「非正常な出願」への厳格な取り締まりと審査基準の引き上げにより、特許件数の「水増し」部分が排除された格好だ。企業や研究機関は、単なる数量の追求から「高価値特許」の育成へと転換を図っており、イノベーションはより「ハードデック」としての属性を強めている。

2025 年度知財特集

2. 商標：国内主体による圧倒的な主導権

2025年 商標登録の出願人別構成比

国内出願人が圧倒的なシェアを占める



出典：CNIPA 2025年度統計データ

具体的には、従来の技術的要件の審査に加え、『個人情報保護法』や『アルゴリズム推薦管理規定』といった関連法規との照合を主体的に行うことが予想される。特に、「汎用モデル+業界キーワード」を組み合わせたのみの、技術的な具体性や工夫に欠ける出願に対しては、これまで以上に厳格な姿勢で審査に臨むものと考えられる。

・**図表の解説**： 2025年の商標登録件数は420.6万件へと落ち着きを見せたが、**国内出願人の比率は97.1%**という極めて高い水準に達した。

・**深層分析**： 商標登録件数の回帰は、市場が理性を取り戻した結果であり、商標の悪意ある大量取得行為に対する取り締まりが顕著な成果を上げている。圧倒的な国内登録比率は内需市場の活況を反映しており、また「ブランド価値で世界第2位」という実績は、中国企業が単なる「製品」から「ブランド」への飛躍を遂げつつあることを示している。

3. 地理的表示（GI）：産業利益の倍増

地理的表示（GI）専用マーク使用事業者数

2024年 vs 2025年 | 産業効果が倍増



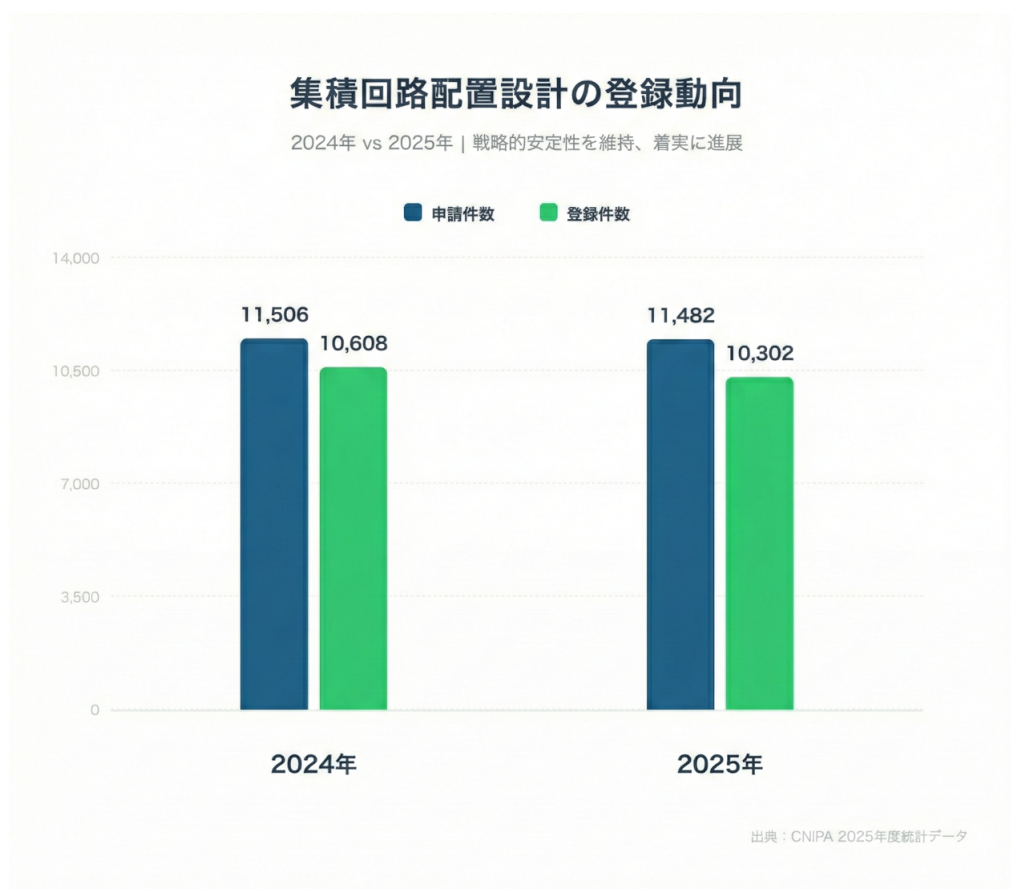
出典：CNIPA 2025年度統計データ

2025 年度知財特集

・**図表の解説**：今年度のデータの中で最も急成長を遂げた分野である。地理的表示専用標章の使用を認可された経営主体の数は倍増した。

・**深層分析**：経営主体の急増は、1兆元規模の産出額を直接的に牽引した。これは、地理的表示工作が単なる「製品の認定」から、より踏み込んだ「産業的活用」へと転換したことを意味する。広範な農家や企業がその恩恵を享受しており、国家戦略である「農村振興」を強力に支える柱となっている。

4. 集積回路：着実な研究開発ペースを維持



・**図表の解説**：申請件数は約 1.15 万件、登録証発行数は 1 万件以上を維持しており、統計曲線はほぼ横ばいで推移している。

・**深層分析**：グローバルなテクノロジー競争が激化する中、中国の半導体分野における知的財産権ポートフォリオは、極めて高い「戦略的安定性」を保っている。安定したアウトプットは、核心技術の攻略が外部環境に左右されることなく、計画通り着実に推進されていることの証左であり、将来の技術革新に向けた力を蓄積しているといえる。

結語：2025年のデータから、中国の知的財産権事業は正式に「深層的な質の向上」といった新たなサイクルに入ったといえる。市場主体にとっては、高価値特許の貯蓄、著名なブランド資産、そしてコンプライアンス意識を持つ革新者こそが、2026年の商機を掴むことになるだろう。

2025年版『専利審査指南』改正解説（第3回）

三、ビットストリーム分野：ストリーミング技術における全プロセスの保護を実現

1. 改正の背景と法理的根拠

ストリーミング産業は現在、インターネットトラフィックの8割を占めており、ビデオコーデック技術はその基盤となっている。しかし、長年業界を悩ませてきたのが、「保護の空白」の問題であった。符号化の結果である「ビットストリーム」自体が特許の保護対象として認められていなかったため、権利者は上流の「符号化方法」については保護できても、下流の「蓄積・伝送」段階で権利を行使することが困難であった。今回の改正では、専用の規定を設けることで、この課題に対して体系的な回答を示した。

その法理上の転換点は、「客体単独の審査」から「技術プロセスと紐付けた審査」への移行にある。すなわち、「ビットストリーム自体が技術的解決策であるか」を問うのではなく、「当該ビットストリームが特定の技術プロセスによって生成され、リソース最適化のために用いられているか」を審査の主眼とする。これにより、特許保護を符号化端から蓄積・伝送端まで延伸させ、全プロセスのカバーを実現した。

2. 審査基準の変遷：「一律禁止」から「条件付き許容」へ

「単なるビットストリーム」は依然として保護対象外

改正指南では初めて、「構文要素のみを限定したビットストリーム（例：構文要素A、Bを含むビットストリーム）」は、専利法第25条第1項第(2)号に規定される「知的活動の規則および方法」に該当し、特許の対象外であることを明示した。これにより、データ本体と技術的解決策を明確に切り分け、長年の論争に終止符を打った。

「動的結合」による授權ルートの開拓

新設された第7節では「技術的結合」の原則を確立した。ビットストリームが、それを生成した特定のビデオ符号化方法と不可分な機能的関連性を有する場合に限り、特許が付与され得る。具体的には、以下の2つのクレーム形式によって実現される。

方法クレーム：ビットストリームを蓄積または伝送する方法において、「当該符号化方法を実行してビットストリームを生成する」ステップを明示的に含む必要がある。

・**記載例：**「ビットストリームを蓄積する方法であって、請求項1に記載のビデオ符号化方法を実行してビットストリームを生成する工程と、当該ビットストリームを蓄積する工程と、を含むことを特徴とする方法。」

・**要点：**符号化ステップの実行は、リソースの効率的配置を実現する技術的基礎であり、蓄積・伝送の技術的解決策において不可欠な構成要素である。これは、実質的な符号化を伴わずに単にデータを蓄積・伝送するだけの案とは明確に区別される。

製品クレーム：コンピュータ読み取り可能な記憶媒体において、「媒体＋プログラム／命令＋ビットストリーム＋プロセッサによる実行」という「四位一体」モデルを満たす必要がある。

特集連載

・記載例：「コンピュータプログラム／命令およびビットストリームを記憶したコンピュータ読み取り可能な記憶媒体であって、当該プログラム／命令がプロセッサによって実行される際、請求項 1 に記載のビデオ符号化方法を実現して当該ビットストリームを生成することを特徴とする記憶媒体。」

このモデルの本質は、技術プロセスを紐帯としてデータ担体に間接的な特許性を付与することにある。これにより、「符号化方法－蓄積方法－伝送方法－記憶媒体」という立体的な保護ネットワークの構築が可能となった。

3. 実務への影響と対応戦略

審査官の視点：審査の重点は「紐付けの整合性」に移る。生成ステップやプログラムロジックを含まないクレームは、第 25 条に基づき直ちに拒絶されることになる。

出願人および代理人の対応策：

1. 全チェーンをカバーするクレーム・ポートフォリオの構築：

特定のポイントのみを保護する「点」の保護から脱却する必要がある。H. 266/VVC 等のビデオ符号化関連の出願では、「符号化方法」を起点とし、「蓄積方法 → 伝送方法 → ビットストリームを含む記憶媒体」までを網羅した完全な組み合わせで権利化を図るべきである。

2. 製品クレームの戦略的活用：

符号化済みビットストリームを含む記憶媒体（例：H. 266 符号化済みビデオディスク）を「物」として権利化できれば、符号化行為そのものを立証せずとも、製品の流通を捉えて直接的に侵害を主張できる。これは立証コストを大幅に抑制するものであり、ストリーミング事業者にとって極めて高い商業的価値を持つ。

3. 記載テンプレートの厳守：

クレーム中の「生成」という動詞や「符号化方法を実行する」ステップの記載は省略不可である。形式的な瑕疵によって保護対象外と判定される事態を避けるため、最新の要件に基づいた精緻なドラフティングが求められる。

今回の改正は、制度上のコストを最小限に抑えつつ、ストリーミング技術における保護の「ボトルネック」を解消したものであり、中国における「データと技術の融合」に関する客体審査基準の大きな一歩を踏み出したことを象徴している。